

登園届③

下記の病気にかかり、登園許可基準をクリアしていれば、再受診の必要性はありません。

ただし、医師の許可で園基準前に登園可能の場合は医療機関で治癒証明を発行依頼し提出してください。

(病院によっては費用が発生する場合があります)

登園届(保護者記入)

クラス

名前

年　月　日　医療機関名【】において

病名【】と診断され、

年　月　日　病状が回復し、集団生活に支障がないと判断されましたので登園します。

保護者名

印

下記の感染症についての、当保育園登園基準チェックリストです。該当する症状、日にちを記入もしくはチェックし、可能か確認してください。

※下記の病気にかかった場合は必ず保育園に連絡をしてください。

病気	チェック項目（該当欄に記入してください）
伝染性膿痂疹（とびひ） 学校保健法では特に規定はありませんが、感染力が強い為、必ず受診してください。	とびひに対して受診しましたか？（はい・いいえ） 受診後から増えていますか？（はい・いいえ） (水遊びシーズン) 水遊びの許可がでていますか？（はい・いいえ） 登園時、治癒していない部分はガーゼで覆えますか？（はい・いいえ）
帯状疱疹 すべての発しんが痘皮化してから	発疹はすべてかさぶたになりましたか？（はい・いいえ） 平熱ですか？（はい・いいえ）
アタマジラミ 登園禁止のものではありませんが、集団生活につき条件付で登園可能です。	駆除はしましたか？（はい・いいえ） ※駆除薬使用の有無（あり・なし） 髪の毛は清潔に登園できますか？（はい・いいえ）

上記の病気で、園規定の登園許可基準を満たしていても、症状が改善していない場合は隔離し、お迎えとなりますのでご協力よろしくお願いします。

医師の意見が優先となります。虚偽の報告は固く禁じています。

※腸管出血性大腸菌感染症（O-157・26・111）、急性出血性結膜炎、髄膜炎菌性髄膜炎、の場合は病院で治癒証明を発行依頼して提出してください。（病院によっては費用が発生する場合があります。）

★自己判断せず、わからない時は園に問い合わせてください。病気に関する問い合わせは、8:00～17:30の間にお願いします。